

ID: 240

担当部署: 上下水道局

処分の概要	業者指定に係る手数料の徴収		
例規名 根拠条項	長門市下水道条例 第8条第2項		
例規番号	平成17年条例第151号		
<p>【根拠条文】 (排水設備等を行う業者の指定) 第8条 排水設備等の工事を施行する者は、規則で定める基準に適合するものの中から市長が指定する。 2 市長は、前項の指定をするときは、別表第1に定めるとおり手数料を徴収するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日